

## 「2013年版不公正貿易報告書」の刊行にあたって

今般、産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会から、「2013年版不公正貿易報告書」が公表されました。1992年の第1回報告書から数えて、今年で22回目の公表となります。

我が国が抱える通商ルール上の課題は、近年、大きく変容しつつあります。本報告書を作成し始めた当初、我が国にとっての主要課題は、工業品の輸出先であった大市场国からの数値目標要求や一方的措置に対して、いかに「ルール志向」の解決を図っていくかということでした。しかしここ数年は、世界経済の停滞を受けて新興国等が新規に導入している保護主義措置に対応して、いかに国際経済紛争の未然防止・早期解決を図るかが重要になっております。この観点で、中国・ロシアの加盟により全ての主要経済国が参加するWTO体制が実現し、国際経済紛争を「ルール志向」で解決する実務が世界中に浸透しつつあることは、歓迎すべき流れでしょう。

我が国は、これまでに判例の蓄積等を通じて発展してきた通商ルールの力を有効に利用し、最終手段としてのWTO紛争解決手続を最大限活用して、直面する国際経済紛争に対処していく方針です。経済産業省は、毎年、本報告書を受けた「経済産業省の取組方針」をまとめ、各国の不公正貿易措置のうち、特に優先して取り組む案件を公表しています。今年は、ロシアの自動車廃車税、ブラジルの自動車工業品税、ウクライナの自動車セーフガード措置を、新たに取組方針に加えました。さらに、2012年中にWTO紛争解決手続に付託した、中国のレアアース等に対する輸出制限措置、アルゼンチンの幅広い品目に対する輸入制限措置、中国の鉄鋼産品に対するアンチ・ダンピング課税措置の3件は、取組段階の進展を反映した書きぶりになっています。こうした取り組みを通じ、個別紛争を解決するだけでなく、同様の保護主義措置が他国に拡散することを防止し、自由貿易体制と通商ルールの更なる発展に貢献していきたいと思えます。

こうした取り組みに際しては、政府と、産業界をはじめとする関係者の皆様との連携が極めて重要になると考えております。今回の報告書には、「TBT協定を活用する際の実務的留意点について」と題するコラムが新たに掲載されましたが、こうした観点からの記述が充実することにより、産業界をはじめとする実務家の皆様にも一層使いやすい報告書となればと考えております。

最後に、本報告書の執筆に御尽力いただいた委員の皆様方に対し、心より感謝を申し上げ、刊行にあたっての挨拶とさせていただきます。

2013年4月

経済産業省通商政策局長 上田 隆之